中野区パートナーシップ宣誓制度の拡充について

平成30年8月から開始した中野区パートナーシップ宣誓制度は、令和5年1月10日 現在、124組の受領証を発行している。

5年目を迎える本制度について、以下の通り拡充の考え方をまとめたので報告する。

1 拡充の考え方

この間、令和3年2月からの受領証の小型(カード型)化や申請当日の受領証交付、令和4年4月からは成人年齢の法改正に基づき、対象年齢を20歳から18歳へと変更している。

令和4年11月の東京都パートナーシップ宣誓制度の開始や、これまでの拡充への意見等を踏まえ区の制度をさらに充実させ、多様な生き方、個性や価値観を受け入れることのできる地域社会のさらなる実現を目指す。

2 拡充内容(予定)

いずれか一方が性的マイノリティである場合や、在勤・在学者も含むなど、対象を拡大 するとともに、子がいる場合は名前を記載できるようにし、さらなる制度の浸透や利用者 の利便性向上を図る。

11/2 = 1 = 0			
項目	改正後	現行	
性的マイノリティ要件	パートナーのうちいずれか一方	パートナーの双方が性的	
	が性的マイノリティである場合	マイノリティ	
	を含む		
区内居住要件	在住・在勤・在学	双方とも区民	
同居要件	同居要件を削除	区内同居または同居予定	
子の名前の記載	子の名前を特記事項として追記	なし	
	(届出者と生計を一にする未成		
	年の子)		
受領証	カード型・A4大判型	カード型	

3 意見交換等

(1) 意見交換会

令和5年1月31日(火)19時から、区役所会議室にて実施

- (2) 当事者団体等には、別途意見交換会を実施
- (3) その他、メール等による意見も受け付ける

4 スケジュール

令和5年

1月~2月上旬 意見交換会等

3月 要綱改正

4月 施行

(参考) 現在の宣誓件数(令和5年1月10日現在)

年度	宣誓件数	公正証書等受領証交付件数(内数)
平成 30 年度	21 件	4件
平成 31 年度	28 件	1件
令和 2年度	25 件	2 件
令和 3年度	34 件	7件
令和 4年度	16 件	4件_
合計	124 件	18 件

(※東京都は、「公正証書等受領証」は交付していない)